

★4月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和8年度 雇用保険料率の変更について



令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりになります。

	①労働者負担	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇保二事業の料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

令和8年4月～在職老齢年金制度が改正されます！

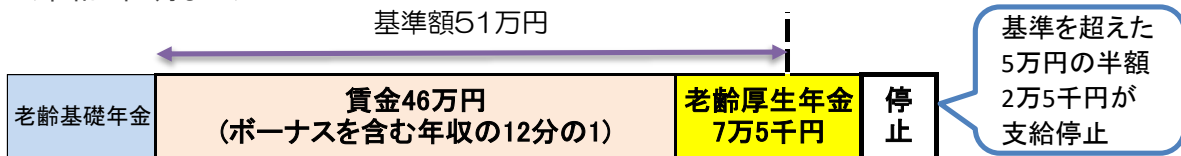
令和8年4月から、年金が減額になる基準額が引き上げられます。働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しし、より働きやすい仕組みとすることが、今回の見直しの趣旨です。

令和7年3月まで	令和8年4月～
賃金 + 年金月額（老齢厚生年金）の合計	
51万円／月	65万円／月

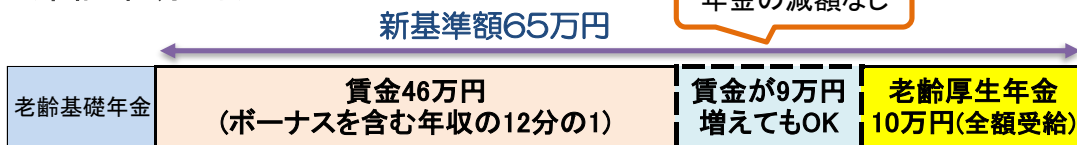
※老齢基礎年金は減額されません。

<例> 賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円の場合のイメージ

<令和7年3月まで>



<令和8年4月から>



★令和8年4月の営業土曜日は
以下のとおりです。

4日(土)	休
11日(土)	休
18日(土)	営業(労務)
25日(土)	営業(税務・労務)



★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

